相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字吉原以下不詳　被相続人　亡　稲嶺　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字吉原八九七番地　被相続人　亡　仲村渠ウシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字玉上津嘉山以下不詳

被相続人　亡　松村　亀助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北谷村字玉上以下不詳　被相続人　亡　饒辺　マツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県那覇市字樋川七〇番地　被相続人　亡　比嘉千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県那覇市泊二丁目六番地の八　被相続人　亡　桃原　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県那覇市久米一丁目三番地の八　被相続人　亡　佐久本喜松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県那覇市牧志町一丁目一番地　被相続人　亡　伊波　興見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　新垣　三良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　新垣　蒲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　喜瀬　カメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字泡瀬以下不詳　被相続人　亡　喜屋武カマド

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　伊佐　加那

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県コザ市字山内八〇一番地　被相続人　亡　眞壁　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史